

浜松科学館名誉館長設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年をはじめとする市民に対し、科学に関する知識の普及啓発を推進するとともに、科学的な見方や考え方を養い、創造性豊かな人材育成を促進するために置く浜松科学館(以下「科学館」という。)の名誉館長について、必要な事項を定める。

(名誉館長)

第2条 科学館に名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、浜松市出身者又は浜松市にゆかりのある者で、かつ科学について豊かな経験及び知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(職務)

第3条 名誉館長は、科学館の運営について市長に助言を行うものとする。

(任期)

第4条 名誉館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼等)

第5条 名誉館長が、浜松市の求めに応じ科学館の実施する事業等に参加したときは、当該事業等の内容に応じた謝礼又は旅費を予算の範囲内において支給する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。